

社 会 福 祉 法 人 藤 聖 母 園

定 款

社会福祉法人藤聖母園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種 社会福祉事業

- ① 乳児院の経営
- ② 児童養護施設の経営
- ③ 養護老人ホームの経営
- ④ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種 社会福祉事業

- ① 幼保連携型認定こども園の経営
- ② 一時預かり事業の経営
- ③ 老人短期入所事業の経営
- ④ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑤ 老人居宅介護等事業の経営
- ⑥ 老人デイサービス事業の経営
- ⑦ 老人介護支援センターの経営
- ⑧ 相談支援事業の経営
- ⑨ 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人藤聖母園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を青森県青森市奥野3丁目7番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了の前に退任し、評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選で定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事会の決議に基づき理事長は、招集事項を記載した招集通知を各評議員に書面で通知する。また、通知は電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾を必要とする。なお、評議員全員の同意があれば、招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事長は、理事会の決議を経て常務理事を任命することができる。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

- 3 理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、その職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。ただし、理事長の委任がある場合には施設長等が任免することができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第22条の2 この法人に、名誉会長1名及び顧問並びに参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の決議を経て、理事長が推戴する。
- 3 名誉会長は、この法人の業務の執行に関し、意見を求められたときは、必要な助言を行うことができる。ただし、この法人の業務の執行にかかわる権限を有しない。
- 4 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問は、この法人の業務の執行に関し、意見を求められたときは、必要な提言を行うことができる。ただし、この法人の業務の執行に関わる権限を有しない。
- 6 顧問の委嘱期間は、2年とする。
- 7 参与は、理事長が委嘱し、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。また第3項ただし書の規定は、本項に準用する。

第5章 理事会

(構成等)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選で定める。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事全員の同意があれば、招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した議長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、別表(基本財産一覧表)に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第35条の2に掲げる公益を目的とする事業及び第35条の3に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第6章の2 公益を目的とする事業

(種別)

第35条の2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章の3 収益を目的とする事業

(種別)

第35条の3 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産の賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第35条の4 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第2号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人藤聖母園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	レオナルド・ロースマン
理 事	渡 辺 セ ツ
理 事	清 水 鎮 代
理 事	マリヤ・アイゼレ
理 事	パウラ・ワイルケ
理 事	牧 野 しおり
理 事	堀 内 欣 造
監 事	相 田 和

附 則

(施行期日)

この定款は、平成16年4月1日から施行する

附 則

(実施期日)

この定款は、それぞれ次に掲げる日から実施する。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| (1) 指定居宅支援事業所（第三 ヨゼフハウス）の指定 | 平成16年12月1日 |
| (2) 弘前大清水ホーム増築に伴う面積の変更 | 平成17年1月27日 |
| (3) 第一から第三ヨゼフハウスの土地・建物を運用財産から基本財産に変更 | 平成17年3月23日 |

附 則

(実施期日)

この定款は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成18年1月1日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成18年10月1日から実施する。ただし、老人居宅介護等事業については平成18年9月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成19年1月1日から実施する。ただし、改正後の第28条第1項第2号の規定は平成18年度から適用する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日等)

- 1 この定款は、平成19年6月1日から実施し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表(2)チの改正規定は入居者が決定され、入居が開始された日から実施する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成19年10月1日から実施し、同年8月10日から適用する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成21年10月2日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成22年1月22日から実施する。

附 則

(実施期日)

この定款は、平成 22 年 6 月 30 日から実施する。

附 則 (平成 22 年 10 月 4 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 1 月 13 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 (平成 23 年 4 月 26 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 (平成 24 年 8 月 3 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 (平成 25 年 5 月 20 日 青森県健康福祉部長受理)

(実施期日)

この定款は、届出受理のあった日から実施する。

附 則 (平成 26 年 6 月 5 日 青森県知事認可)

(実施期日)

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 (平成 27 年 4 月 27 日 青森県健康福祉部長受理)

(実施期日)

この定款は、届出受理のあった日から実施する。

附 則 （平成 27 年 10 月 2 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （平成 28 年 12 月 28 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （平成 29 年 8 月 10 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （平成 30 年 4 月 13 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （2019 年 5 月 8 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （2019 年 7 月 16 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （2020 年 6 月 25 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （2020 年 11 月 30 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （2022 年 7 月 19 日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （２０２３年７月１１日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （２０２４年８月１日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

附 則 （２０２５年８月１３日 青森県知事認可）

（実施期日）

この定款は、認可のあった日から実施する。

別表

基本財産 一覧表

I 土地

1 青森市の使用敷地

(1) 児童養護施設藤聖母園及び地域小規模児童養護施設 使用敷地

- | | | |
|---------------------|-----------|------------------|
| ① 青森県青森市奥野2丁目151番8 | 所在宅地1筆 | (30.68平方メートル) |
| ② 青森県青森市奥野2丁目151番9 | 所在宅地1筆 | (7.22平方メートル) |
| ③ 青森県青森市奥野2丁目448番1 | 所在宅地1筆 | (4,182.73平方メートル) |
| ④ 青森県青森市奥野3丁目451番2 | 所在宅地1筆 | (1,199.53平方メートル) |
| ⑤ 青森県青森市奥野3丁目457番1 | 所在宅地1筆 | (4,378.54平方メートル) |
| ⑥ 青森県青森市奥野2丁目313番11 | 所在宅地1筆 | (263.91平方メートル) |
| ⑦ 青森県青森市奥野3丁目451番4 | グラウンド使用敷地 | (664.03平方メートル) |

(2) 青森藤こども園 使用敷地

- | | | |
|--------------------|--------|------------------|
| ① 青森県青森市奥野3丁目451番1 | 所在宅地1筆 | (1,125.86平方メートル) |
| ② 青森県青森市奥野3丁目461番1 | 園舎使用敷地 | (1,033.74平方メートル) |
| ③ 青森県青森市奥野3丁目451番3 | 園庭使用敷地 | (1,033.98平方メートル) |

(3) 若葉乳児院 使用敷地

- | | | |
|--------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野3丁目457番2 | 所在宅地1筆 | (675.77平方メートル) |
|--------------------|--------|----------------|

(4) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスまるこホーム 使用敷地

- | | | |
|---------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野2丁目458番32 | 所在宅地1筆 | (130.97平方メートル) |
| ② 青森県青森市奥野2丁目458番33 | 所在宅地1筆 | (132.19平方メートル) |
| ③ 青森県青森市奥野2丁目458番34 | 所在宅地1筆 | (133.00平方メートル) |

(5) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスあんなホーム 使用敷地

- | | | |
|---------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野2丁目151番23 | 所在宅地1筆 | (260.76平方メートル) |
|---------------------|--------|----------------|

(6) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスとますホーム 使用敷地

- | | | |
|---------------------------|--------|---------------|
| ① (その1) 青森県青森市奥野2丁目313番14 | 所在宅地1筆 | (88.48平方メートル) |
| ② (その2) 青森県青森市奥野2丁目313番15 | 所在宅地1筆 | (99.70平方メートル) |
| ③ (その3) 青森県青森市奥野2丁目313番33 | 所在宅地1筆 | (95.23平方メートル) |
| ④ (その4) 青森県青森市奥野2丁目313番34 | 所在宅地1筆 | (91.15平方メートル) |

(7) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスぺとろホーム 使用敷地

- | | | |
|---------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野2丁目310番24 | 所在宅地1筆 | (167.15平方メートル) |
|---------------------|--------|----------------|

(8) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスやこぶホーム 使用敷地

- | | | |
|---------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野2丁目311番52 | 所在宅地1筆 | (238.49平方メートル) |
|---------------------|--------|----------------|

(9) 障害福祉サービス事業 藤ヨゼフハウスマリアホーム 使用敷地

- | | | |
|--------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野3丁目461番2 | 所在宅地1筆 | (702.31平方メートル) |
|--------------------|--------|----------------|

(10) 養護老人ホーム藤ホーム 使用敷地

- | | | |
|----------------------|--------|-------------------|
| ① 青森県青森市大字駒込字螢沢387番3 | 所在宅地1筆 | (11,855.33平方メートル) |
| ② 青森県青森市大字駒込字螢沢389番1 | 所在宅地1筆 | (1,103.82平方メートル) |

(11) 特別養護老人ホーム藤の園 使用敷地

- | | | |
|----------------------|--------|-------------------|
| ① 青森県青森市大字駒込字螢沢387番1 | 所在宅地1筆 | (10,414.03平方メートル) |
|----------------------|--------|-------------------|

(12) 法人本部 使用敷地

- | | | |
|---------------------|--------|----------------|
| ① 青森県青森市奥野3丁目471番21 | 所在宅地1筆 | (293.86平方メートル) |
|---------------------|--------|----------------|

2 弘前市の使用敷地

(1) 特別養護老人ホーム弘前大清水ホーム 使用敷地

- | | | |
|--------------------|--------|----------------|
| ① 青森県弘前市大字清原4丁目9番3 | 所在宅地1筆 | (252.57平方メートル) |
|--------------------|--------|----------------|

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| ②青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 4 | 所在宅地 1 筆 | (1, 305.80 平方メートル) |
| ③青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 5 | 所在宅地 1 筆 | (73.33 平方メートル) |
| ④青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 9 | 所在宅地 1 筆 | (915.53 平方メートル) |
| ⑤青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 18 | 所在宅地 1 筆 | (2, 149.24 平方メートル) |
| ⑥青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 19 | 所在宅地 1 筆 | (1, 189.37 平方メートル) |
| ⑦青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 20 | 所在宅地 1 筆 | (1, 095.80 平方メートル) |
| ⑧青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 21 | 所在宅地 1 筆 | (525.03 平方メートル) |
| ⑨青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 22 | 所在宅地 1 筆 | (14.74 平方メートル) |
| ⑩青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 23 | 所在宅地 1 筆 | (26.67 平方メートル) |
| ⑪青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 24 | 所在宅地 1 筆 | (306.05 平方メートル) |
| ⑫青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 25 | 所在宅地 1 筆 | (85.32 平方メートル) |
| ⑬青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 2 | 所在宅地 1 筆 | (79.18 平方メートル) |
| ⑭青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 3 | 所在宅地 1 筆 | (436.12 平方メートル) |
| ⑮青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 6 | 所在宅地 1 筆 | (983.63 平方メートル) |
| ⑯青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 11 | 所在宅地 1 筆 | (60.03 平方メートル) |
| ⑰青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 12 | 所在宅地 1 筆 | (75.06 平方メートル) |
| ⑱青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 13 | 所在宅地 1 筆 | (34.59 平方メートル) |
| ⑲青森県弘前市大字清原 4 丁目 111 番 1 | 所在宅地 1 筆 | (36.48 平方メートル) |
| ⑳青森県弘前市大字清原 4 丁目 111 番 2 | 所在宅地 1 筆 | (8.06 平方メートル) |
| ㉑青森県弘前市大字清原 4 丁目 111 番 3 | 所在宅地 1 筆 | (68.61 平方メートル) |
| ㉒青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 3 | 所在宅地 1 筆 | (532.99 平方メートル) |
| ㉓青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 4 | 所在宅地 1 筆 | (186.82 平方メートル) |
| ㉔青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 5 | 所在宅地 1 筆 | (43.32 平方メートル) |
| ㉕青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 6 | 所在宅地 1 筆 | (5.58 平方メートル) |
| (2) 児童発達支援センター弘前大清水学園 使用敷地 | | |
| ①青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 8 | 所在宅地 1 筆 | (16.52 平方メートル) |
| ②青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 1 | 所在宅地 1 筆 | (1, 094.06 平方メートル) |
| (3) 弘前大清水藤こども園 使用敷地 | | |
| ①青森県弘前市大字清原 4 丁目 17 番 7 | 所在宅地 1 筆 | (1, 009.92 平方メートル) |
| (4) 障害福祉サービス事業多機能型事業所弘前大清水希望の家 使用敷地 | | |
| ①青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 15 | 所在宅地 1 筆 | (918.30 平方メートル) |
| ②青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 17 | 所在宅地 1 筆 | (462.64 平方メートル) |
| ③青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 2 | 所在宅地 1 筆 | (58.32 平方メートル) |
| ④青森県弘前市大字清原 3 丁目 8 番 11 | 所在宅地 1 筆 | (240.00 平方メートル) |
| ⑤青森県弘前市大字大清水 4 丁目 6 番 1 | 所在宅地 1 筆 | (410.94 平方メートル) |
| (5) 児童発達支援センター弘前大清水学園・障害福祉サービス事業・多機能型事業所
弘前大清水希望の家・特別養護老人ホーム・弘前大清水ホーム 使用敷地 | | |
| ①青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 1 | 所在宅地 1 筆 | (452.50 平方メートル) |
| ②青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 2 | 所在宅地 1 筆 | (2, 720.39 平方メートル) |
| ③青森県弘前市大字清原 4 丁目 9 番 16 | 所在宅地 1 筆 | (8.90 平方メートル) |
| ④青森県弘前市大字清原 4 丁目 115 番 1 | 所在宅地 1 筆 | (282.92 平方メートル) |

II 建物

1 青森市の建物

- (1) 青森県青森市奥野 3 丁目 451 番 1(家屋番号)
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
青森藤こども園々舎 1 棟 (延面積 1, 555.18 平方メートル)
- (2) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番の 1(家屋番号)

- 軽量鉄骨木交造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 児童養護施設体育館 1 棟 (延面積 664.00 平方メートル)
- (3) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番の 4(家屋番号)
 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 礼拝堂 1 棟 (延面積 563.03 平方メートル)
- (4) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番の 6(家屋番号)
 鉄骨造陸屋根 2 階建 児童養護施設調理棟 1 棟 (延面積 460.47 平方メートル)
- (5) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番の 7(家屋番号)
 鉄骨造陸屋根 3 階建 老人デイサービスセンター 1 棟 (延面積 605.31 平方メートル)
- (6) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番の 8(家屋番号)
 鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建
 児童養護施設藤聖母園々舎 1 棟 (延面積 3,192.56 平方メートル)
- (7) 青森県青森市奥野 2 丁目 448 番 1(家屋番号)
 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 ① 第 1 地域小規模児童養護施設 1 棟 (延面積 158.48 平方メートル)
 ② 物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1 棟 (延面積 6.61 平方メートル)
- (8) 青森県青森市奥野 2 丁目 313 番 12(家屋番号)
 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 第 2 地域小規模児童養護施設 1 棟
 (延面積 140.94 平方メートル)
- (9) 青森県青森市奥野 3 丁目 457 番 2(家屋番号)
 鉄骨造陸屋根 2 階建 若葉乳児院園舎 1 棟 (延面積 441.55 平方メートル)
- (10) 青森県青森市奥野 2 丁目 458 番 33(家屋番号)
 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウスまるこホーム 1 棟 (延面積 375.18 平方メートル)
- (11) 青森県青森市奥野 2 丁目 151 番 23(家屋番号)
 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウスあんなホーム寄宿舎・物置 2 棟 (延面積 272.33 平方メートル)
- (12) 青森県青森市奥野 2 丁目 313 番 15(家屋番号)
 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウスとますホーム居宅・車庫 2 棟 (延面積 202.20 平方メートル)
- (13) 青森県青森市奥野 2 丁目 310 番 24(家屋番号)
 鉄骨・軽量鉄骨造コンクリート屋根 3 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウスペとろホーム居宅・車庫 2 棟 (延面積 210.61 平方メートル)
- (14) 青森県青森市奥野 2 丁目 311 番 52(家屋番号)
 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウスやこぶホーム居宅 1 棟 (延面積 173.78 平方メートル)
- (15) 青森県青森市奥野 3 丁目 461 番の 2(家屋番号)
 鉄筋コンクリート造陸屋根 地上 3 階建 障害福祉サービス事業
 藤ヨゼフハウス支援室兼マリアホーム 宿舍 1 棟 (延面積 934.06 平方メートル)
- (16) 青森県青森市大字駒込字螢沢 387 番 3 の 1(家屋番号)
 鉄骨・鉄筋コンクリート・木造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根地下 1 階付 2 階建
 藤ホーム園舎・物置 2 棟 (延面積 2,765.48 平方メートル)
- (17) 青森県青森市大字駒込字螢沢 387 番 1(家屋番号)
 ① 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 藤の園々舎 1 棟
 (延面積 4,083.08 平方メートル)
 ② 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 (延面積 19.82 平方メートル)
 ③ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 (延面積 3.24 平方メートル)

- ④ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 (延面積3.24平方メートル)
- ⑤ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 プロパン庫 (延面積3.19平方メートル)
- ⑥ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 (延面積30.74平方メートル)
- (18) 青森県青森市奥野2丁目448番地
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 (延面積12.15平方メートル)
- (19) 青森県青森市奥野2丁目448番2の1(家屋番号)
鉄筋コンクリート造3階建 法人事務局書類保管場所 1棟
(延面積704.57平方メートル)
- (20) 青森県青森市奥野2丁目448番2の2(家屋番号)
鉄筋コンクリート造2階建 宿舍 1棟 (延面積299.40平方メートル)

2 弘前市の建物

- (1) 青森県弘前市大字清原4丁目9番2(家屋番号)
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
弘前大清水ホーム園舎・冷蔵庫・乾燥室・倉庫 4棟 (延面積3,181.53平方メートル)
- (2) 青森県弘前市大字清原4丁目17番7(家屋番号)
鉄骨造屋根2階建 弘前大清水藤こども園々舎 1棟 (延面積801.09平方メートル)
- (3) 青森県弘前市大字清原4丁目9番9(家屋番号)
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
障害福祉サービス事業多機能型事業所弘前大清水希望の家
就労継続支援B型作業棟 1棟 (延面積149.05平方メートル)
- (4) 青森県弘前市大字清原4丁目17番1(家屋番号)
鉄骨造陸屋根2階建 社会福祉施設
児童発達支援センター弘前大清水学園・放課後等デイサービス事業所
やっほ〜クラブ 1棟 (延面積1,864.64平方メートル)
- (5) 青森県弘前市大字清原3丁目8番11(家屋番号)
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 障害福祉サービス事業多機能型事業所
弘前大清水希望の家倉庫 1棟 (延面積76.14平方メートル)
- (6) 青森県弘前市大字清原4丁目9番1の2(家屋番号)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 障害福祉サービス事業多機能型事業所
弘前大清水希望の家倉庫 1棟 (延面積211.64平方メートル)
- (7) 青森県弘前市大字清原4丁目9番15(家屋番号)
鉄骨造陸屋根2階建 障害福祉サービス事業多機能型事業所
弘前大清水希望の家園舎 1棟 (延面積1,012.24平方メートル)
- (8) 青森県弘前市大字大清水4丁目6番1(家屋番号)
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 障害福祉サービス事業
多機能型事業所 弘前大清水希望の家作業棟 1棟 (延面積310.53平方メートル)